

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和3年9月21日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100365号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100097号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。同社には、平成10年2月末日まで勤務しており、給料から厚生年金保険料が控除されていたはずである。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に平成10年2月末日まで勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、B社の元事業主に照会したが回答が得られない上、A社の元事業主は、請求者を覚えているものの請求期間当時の資料はなく、同社の顧問社会保険労務士は既に亡くなっている旨回答していることから、請求者の請求期間に係る具体的な勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、請求期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に、請求者の名字を開示し照会を行ったが、請求者の名字を記憶している者はおらず、請求者の同社における退職日について回答を得ることができなかった。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。